



令和7年度 木の香る淡海の家推進事業

木のある暮らし 応援します



内保製材(株)提供 (長浜市)



北川建築提供 (長浜市)

50万円を助成します!

最高

びわ湖材を使った住宅の新築、
リフォームなどに

募集期間

令和7年 4月1日(火)～
令和8年 1月16日(金)
次年度分: 3/2～3/19

先着順

※募集期間内であっても、予算に達した時点で受付を終了します。

びわ湖材を活用した
助成制度のご案内

びわ湖材利用は、地球温暖化防止に寄与します!

びわ湖材を使った

●住宅等の新築・改築・増築 事業者(工務店等)に定額助成します

使用量7.5-15㎡未満 **30**万円
使用量15-20㎡未満 **40**万円
使用量20㎡以上 **50**万円

●既存住宅等の木質化改修 内外装(床・壁・天井・外壁)のリフォームおよび耐震改修 事業者(工務店等)に助成します

使用量1㎡あたり **3千**円
(1戸当たりの上限額 20万円)

●住宅等の木塀設置

塀、柵、その他これに類する外構施設
事業者(工務店等)に助成します

使用量1㎡あたり **5千**円
(1戸当たりの上限額 30万円)

対象住宅

滋賀県内で新設される一戸建ての住宅(新築、改築、増築)、共同住宅、店舗、事務所等

対象者

県内で建築業を営む事業者(工務店等)であり、施主さんとの間でびわ湖材助成の確認書を取り交わすことができる者

詳しくは、県産木材活用推進協議会へお問い合わせいただくか、滋賀県木材協会のホームページをご覧ください。

※滋賀県では琵琶湖の水源である県内の森林を健全に保全・育成するため、びわ湖材の利用拡大を積極的に図っています。
また、びわ湖材は森林が吸収した炭素を貯蔵します。

※びわ湖材とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内および別に認定された県外の工場で加工した製材品等の木材をいいます。



資料や応募要領は滋賀県木材協会のホームページからダウンロードできます。

<https://s-mokkyo.com/>

問い合わせ先

県産木材活用推進協議会(事務局:滋賀県木材協会内)

TEL 077-574-7600 FAX 077-574-7607

裏面に事業内容が記載されていますので、参考にしてください。

詳しくは

木の香る淡海の家

検索

事業内容

●新設の助成

助成の条件

1. 「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針を参考にした木造住宅等であること。
2. 構造材等にびわ湖材を一定量以上使用した県内で新設される一戸建ての住宅、共同住宅、店舗または事務所等であること。
3. 助成対象となる使用木材は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
4. 滋賀県内に自ら居住するためバリアフリーに配慮した住宅等を新設（新築、改築および増築等）すること。
5. 主要構造材等は、県内で木材業・製材業を営む県産材取扱事業者（びわ湖材産地証明制度認定事業体）で製材されたものを使用すること。また、びわ湖材製品認定事業体で製材したびわ湖材製品も使用することができる。
6. 建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」を使用している表示のPRを必ず行い、建築現場を見学会などにより「びわ湖材」利用のPRを行うこと。
7. 建築基準法等のその他の関係法令に適合していること。

助成金の額

区分	一戸あたりのびわ湖材の使用量	助成金額	びわ湖材の使用基準
I	7.5m ³ 以上 15m ³ 未満	30万円	構造材を3m ³ 以上使用すること
II	15m ³ 以上 20m ³ 未満	40万円	構造材を5m ³ 以上使用すること
III	20m ³ 以上	50万円	構造材を7m ³ 以上使用すること

助成対象者

県内で建設業を営んでいる大工さんや工務店など

申請方法

「令和7年度木の香る淡海の家推進事業応募要領（住宅等新設用）」に基づき申請してください。

●既存住宅等の木質化改修（内外装仕上げおよび耐震改修）の助成

助成の内容

1. 木質化改修とは、既存住宅等の内装、外装の改修および耐震改修をいいます。
2. 「内装」とは、住宅内部の床面、壁面、および天井面をいい、「外装」とは住宅外部の壁面等をいいます。
3. 「内外装仕上材」とは、内装および外装の仕上げとして施工される厚さが9ミリメートル以上のびわ湖材またはびわ湖材製品である板類等をいう。
4. 内装および外装の木質化面積の算出にあたっては、木質化を行う部分を平面で捉え、その面積を算出します。なお、壁から飛び出すような立体的な意匠を持つ木質化の場合であっても、木質化の面積は平面的に捉えることとします。
5. 「耐震改修」とは、びわ湖材等の柱材、平割材、構造用合板等により補強することをいいます。
6. 耐震改修面積の算出にあたっては、補強を行う壁や床等において、構造用合板で補強する場合はその面積、筋かいで補強する場合は、補強する壁の柱、土台、梁、間柱等に囲まれた面積を算出します。
7. 助成対象面積には、内外装仕上げ部分と耐震改修部分を合算することができます。

助成の条件

1. 木質化改修の助成対象となる既存住宅等は、県内の一戸建ての住宅、共同住宅、店舗または事務所等であること。
2. 助成対象となる木質化改修は、バリアフリーに配慮したものであること。
3. 助成対象となる使用木材は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
4. 内外装仕上材および耐震改修に使用する製材品は、県内で木材業・製材業を営むびわ湖材取扱認定事業体またはびわ湖材製品加工認定事業体で製材されたものを使用すること。
5. 助成対象面積が10m²以上であること。
6. 建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」を使用している表示のPRを必ず行い、建築現場を見学会などにより「びわ湖材」利用のPRを行うこと。
7. 建築基準法等その他の関係法令に適合していること。

助成金の額

区分	1m ² あたりの助成金額	備考
既存住宅等の木質化改修	3千円	1戸あたりの助成金の上限額は20万円です。

助成対象者

県内で建設業を営んでいる大工さんや工務店など

申請方法

「令和7年度木の香る淡海の家推進事業応募要領（既存住宅等木質化改修用）」に基づき申請してください。

●木塀設置の助成

助成の内容

1. 「木塀」とは、塀、柵、その他これに類する外構施設で、木材を用いた工作物をいう。
2. 助成対象面積の算出にあたっては、木塀の施工面積のうち、びわ湖材の鉛直投影面積により算出します。

助成の条件

1. 木塀設置の助成対象となる住宅等は、県内の一戸建ての住宅、共同住宅、店舗または事務所等とする。
2. 屋外に固定され、容易に持ち運びができない工作物であること。
3. 助成対象となる木塀は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
4. 木塀設置に使用する製材品は、県内で木材業・製材業を営むびわ湖材取扱認定事業体および、びわ湖材製品加工認定事業体で製材されたものを使用すること。
5. 助成対象面積が10m²以上であること。
6. 建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」を使用している表示のPRを必ず行い、建築現場を見学会などにより「びわ湖材」利用のPRを行うこと。
7. 建築基準法等その他の関係法令に適合していること。

助成金の額

区分	1m ² あたりの助成金額	備考
木塀設置	5千円	1戸あたりの助成金の上限額は30万円です。

助成対象者

県内で建築業を営んでいる大工さんや工務店など

申請方法

「令和7年度木の香る淡海の家推進事業応募要領（木塀設置用）」に基づき申請してください。